

東松山市パブリックコメント手続要綱

(目的)

第1条 この要綱は、パブリックコメント手続に関し、必要な事項を定めることにより、市民の市政への参画と市民との協働によるまちづくりを推進するとともに、行政運営における公正性の確保と透明性の向上を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「パブリックコメント手続」とは、市の施策等を策定する過程において、当該施策の趣旨、目的、内容その他必要な事項を公表し、公表したものに対する市民等からの意見を求め、提出された意見を考慮して意思決定を行うとともに、当該意見に対する市の考え方を公表する一連の手続をいう。

2 この要綱において「実施機関」とは、市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいう。

(意見を提出できる市民等)

第3条 パブリックコメント手続に意見を提出できる市民等は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 市内に住所を有する者
- (2) 市内に存する事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体
- (3) 市内に存する事務所又は事業所に勤務する者
- (4) 市内に存する学校に在学する者
- (5) 当該パブリックコメント手続に係る事務事業に利害関係を有するもの

(対象)

第4条 実施機関は、次の各号に掲げる市の基本的な施策等（以下「施策等」という。）について、パブリックコメント手続を実施するものとする。

- (1) 市の政策の基本となる総合的な計画の策定又は改正
- (2) 個別の行政分野における基本的な計画の策定又は改正
- (3) その他パブリックコメント手続を実施することが必要であると認められるもの

(適用除外)

第5条 前条の規定にかかわらず、実施機関は、次の各号に掲げる施策等に該当する場合は、パブリックコメント手続を実施しないことができる。

- (1) 法令又は条例によりパブリックコメント手続と同様の手続が定められているもの
- (2) 緊急を要するもの
- (3) 改正の内容が軽微なもの
- (4) 附属機関その他これに準ずる機関において、パブリックコメント手続に準じた手続を経て策定した報告、答申等に基づき、施策等を決定するもの
(施策等の案等の公表)

第6条 実施機関は、パブリックコメント手続を実施しようとするときは、施策等を策定又は改正する過程において適切な時期に当該施策等の案を公表し、次に掲げる事項を示して意見を募集するものとする。

- (1) 施策等を作成した趣旨及び目的
 - (2) 意見の提出先
 - (3) 意見の募集期間
 - (4) 意見の提出方法
 - (5) その他実施機関が必要と認める事項
- 2 実施機関は、前項の規定により施策等の案を公表する場合には、市民等が内容を理解するために必要と認められる資料を併せて公表するよう努めるものとする。
- 3 前2項の規定による公表は、次に掲げる方法により行うものとする。
- (1) 実施機関が指定する場所での閲覧
 - (2) 市ホームページへの掲載
 - (3) その他実施機関が必要と認める方法
- 4 前項に定めるもののほか、市広報紙への掲載により、公表の周知に努めるものとする。

(意見の提出)

第7条 実施機関は、施策等の案を公表した日から起算して3週間の意見募集期間を設けなければならない。ただし、特別の理由がある場合には、この限

りでない。

2 意見の提出の方法は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 実施機関が指定する場所への書面の持参又は送付
- (2) ファクシミリ装置を用いた送信
- (3) 電子メールによる送信

3 意見を提出する市民等は、住所、氏名（法人その他の団体にあつては、名称、事務所又は事業所の所在地及び代表者又は管理人の氏名）及び連絡先（電話番号及びメールアドレス等）を明らかにしなければならない。

（意見の考慮）

第8条 実施機関は、パブリックコメント手続により提出された意見（以下「提出意見」という。）を十分考慮し、施策等の決定を行うものとする。

（意見等の公表）

第9条 実施機関は、パブリックコメント手続を実施し、施策等の決定を行ったときは、当該施策等を公表するとともに、次に掲げる事項を公表しなければならない。ただし、東松山市情報公開条例（平成15年東松山市条例第28号）第7条各号に規定する不開示情報に該当するものは除くものとする。

- (1) 施策等の名称
- (2) 提出意見の概要（提出意見がなかった場合にあつては、その旨）
- (3) 提出意見に対する実施機関の考え方

2 実施機関は、パブリックコメント手続を実施したにもかかわらず、施策等を策定しないこととした場合には、その旨（別の施策等の案について改めてパブリックコメント手続を実施しようとする場合にあつては、その旨を含む。）並びに前項第1号及び第2号に掲げる事項を速やかに公表しなければならない。

3 前2項に規定する公表は、次に掲げる方法により行うものとする。

- (1) 市ホームページへの掲載
 - (2) その他実施機関が適当と認める方法
- （その他）

第10条 この要綱に定めるもののほか、パブリックコメント手続の実施について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年5月1日から施行する。